

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

# 時事新報

第三千八百八十八號  
明治廿四年五月十三日 水曜日  
舊曆辛卯四月六日 (己亥)  
日出版六時三十分  
月入金六十三元  
半年入金三百元  
年入金六百元  
西曆一千八百九十一年

### 時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價  
運送料廣告料ハ左ノ如ク  
一 一頁一箇月前金五十圓 ○三箇月前金六十圓 ○六箇月前金八十圓  
○一年前金六十圓  
○時事新報社ヨリ直接ニテ購取スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一  
月十五錢ノ運送料ヲ申ス  
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四行	一日限	六日限	七日以上	
一行	二付	十二圓	十一圓	十圓五厘

### 暴行者の吟味

露國皇太子殿下の御遊幸に就ては天皇陛下にも取敢へず御見舞として昨日京都へ御發遣あらせられたる程の次第にして此一事以て我全國上下の人心が太子の御不幸を悲しむの情を表するに足る可し抑も今回の事たる實に意外の變にして唯驚くの外なく山野に待して不意に岩石の崩落に遭ひ猛獸の襲來を受けたるが如く海に航して横關の破裂したるが如く風波の難に出逢ひたるが如く何人も豫想せざる所にして只管その不幸を悲しむの外ある可らず思ふに今回太子の御遊幸に際し我皇室を始として一般の人民に至るまでも歡待奉迎の用意に他念なく満腹の赤心を披て國賓を迎へんとしたる其眞情は既に天下に表白する所にして之を疑ふものはなかる可し然るに其半途にして不慮の變に接し吉凶忽ち地を換へたるは國賓の御身に取ての御災難は申上るまでもなく斯くまで心を盡したる我皇室を始り奉り全國の民心に於ても残念至極の事にして其不幸を悲しむの情は更に一層の深さを感ぜざるを得ず即ち此情は全國上下一般に感ずる所あり而して事をして此極に至らしめたるものは恐みても餘りある一狂人の舉動あるが故に今度の動靜にもある如く速に其暴行者を處罰し善隣の好誼を全ふして上下共に甘心するも一般の希望されども切その暴行者の人と爲りに至りては實に今回の事件に大關係あるものなれば之を討するに先ちて精密の吟味を遂ぐるも必要なる可し蓋し斯る折柄には往々浮説傳説の傳はるも少からずして或は其事實を目して政敵の爲めに狂狂したるものからんか云ふものなきを保つ可らずと雖も我皇室の所見を以てすれば犯人は全く生理上の癡狂にして政治上には毫も關係なきものと斷言せざるを得ず既に新聞紙上の記載に據るも暴行者は従前兩三回も癡狂やうの舉動ありしにして今度の事に就ても必ず癡狂の所爲と認む可し根據に乏しからざれば此際先づ適當の醫師をして其心身の有様より更に調べて遺傳血統の如何をも診察鑑定せしめたりば或は其真相を究めて生理上の癡狂人たることを發見するに至る可し聞かざるに據れば犯人も他の刀を棄りて負傷後からずと云ふ今日に當り事の次第を明にして疑を決す可きものは醫師の鑑定如何に存するものあれば異れども大切に治療を加へ置き處罰に先ちて相當の手續を盡し暴行者の果して生理上眞成の狂人たることを證明し以て少しく全國人心の鬱抑を慰せんも我皇室の切に希望する所なり

### 詔勅

五月十一日午後九時内閣總理大臣伯爵松方正義ヲ御前ニ召サセラル左ノ通り勅諭アラセラル

### 今次朕カ敬受スル露國皇太子殿下來遊セラル、ニ付朕及朕カ政府及臣民ハ國賓ノ大禮ヲ以テ歡迎セントスルニ際シ圖ラサリキ途大津ニ於テ難ニ遭ハセラル、ノ警報ニ接シタルハ殊ニ朕カ痛惜ニ堪ヘサル所ナリ亟カニ暴行者ヲ處罰シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク以テ朕カ意ヲ休セシメヨ ○内務大臣の訓令 一昨十一日官報號外を以て詔勅の發布あるや同時に内務大臣は左の訓令を發したり 内務省訓令第七號 警視廳 北海道廳 府縣 今回御來遊ノ露國皇太子殿下本日遊覽縣下大津ニ於テ兇徒ノ爲ニ難ニ遭ハセラルニ付天皇陛下ハ殊ニ聖慮ヲ憫マセラルニ際シ詔勅ヲ發セララルテ以テ聖慮ヲ奉體シ向一層嚴重ニ注意ヲ加ヘ同殿下御滞在在勿論御通行ノ途次ト雖萬一ノ不都合無之様日夜警察ヲ嚴密ニシテ保障ノ實ヲ舉クルコトヲ勉メシ 明治廿四年五月十一日 内務大臣伯爵西郷從道 ○露國皇太子殿下御遊幸 (京都五月十二日午前一時四十分特派員木下立安氏發至急電報) 露國皇太子殿下は昨十一日午後一時半大津より京都に歸らせらるる途中大津宇下小唐崎間に於て警備の巡查滋賀縣守山警察署署長三重縣士族津田三藏サールにて皇太子殿下の頭部の御耳の上より類に掛け長さ三寸計り切り付けたり居合せたる者兇行者の首のあたりを切り直に捕縛したり皇太子殿下の負傷せらるるやあたりの店先に懸打懸け給ひ神色自若として鮮血淋漓の中に御車を離らせらるる有栖川宮殿下を始め内外人孰れも洗滌切當せざるは無し宮は手づから殿下を介抱せらるる其場に於て直ちに御車を離し一旦滋賀縣廳に引返され午後四時半馬場發の臨時汽車にて京都常盤ホテルに歸らせらるる殿下の御負傷は微傷にて御歸館の際には御傷も無く平生の通り御負傷の時は人力車に召して一列の眞先に進ませられたるあり夜に入り神戸磯泊の露國軍艦水兵三百名皇太子殿下護衛の爲め京都に來る大津分營より兵士百名前後來着せり天皇陛下御見舞として當地に御臨幸の噂あり ○御負傷の模様 一昨十一日午後五時三十分發にて滋賀縣知事より其筋へ達したる電報ありとて同日の官報號外に見えたるは左の如し 露國皇太子殿下御容體 露國皇太子殿下縣廳にて御手當の午後三時五十分の特發汽車にて西京へ御歸りあり停車場までの御途中は人力車にて御徐行御精

神濱より御遊幸は淺し  
又十一日夜七時三十分分在京都市都官廳廳長太田氏より皇后宮大夫香川敬三氏へ報し越したる電報に據れば露國皇太子殿下の御負傷は左の二箇所あり  
一は九サンナメートル (凡そ我が二寸七分)  
一は七サンナメートル (同二寸一分)  
右の電報は復は皇后陛下の御心を悩ませられて之を命じ給ひたるものなりと承る

又同夜八時三十分分京都より沖濱實縣知事が内務大臣へ宛て發したる電報は左の如し  
御負傷は頭蓋骨には達せざる由傷二箇所の内一箇所は九サンナメートル、一箇所は七サンナメートルなり蓋し一刀にて切りしものから午後十時半御療治濟む只今の御氣分宜しき方なり

○兇漢を切付けたる者 以御先導の警部ありと先きに滋賀縣知事の報道官報號外に現はれしが昨十一日午後八時四十分發にて宮内大臣へ達したる同知事の電報は前報を是正したり即ち左の如し

兇行者津田三藏ヲ切付ケタルハ御先導警部ナル旨電報發シ蓋シカ右ハ警部ニアラスシテ露國皇太子殿下ノ人力車夫カ兇行者ヲ引倒シタル際取落セマノ刀ニテ他ノ車夫カ切附ケタルモノニ附キ正誤ス (以上五項は昨日の時事新報號外再録)

○川上中將の電報 昨十二日午前一時在京都露國皇太子殿下接待掛り川上陸軍中將より其筋へ達したる電報は左の如し

露國皇太子殿下昨十一日午前八時京都を人力車にて御發車大津諸所御遊幸の末滋賀縣廳にて御遊幸午後二時前縣廳御發儀に六七町なる大津京町御通行の際右側ある途上警備の巡查津田三藏ある者突然抜刀皇太子殿下に切り付け帽子を通し右の御髪の上を後より前へ掛けて二箇所の疵あり察するに一刀にて斬れしものあり暫く路傍の小店にて出血を止め御車を纏ひたる上靜かに縣廳に御戻りありて暫く御休憩京都大坂等の警署へ電報を發したり夫より馬場停車場より汽車にて京都へ御着五時十五分頃御旅館へ御歸り相成り直ちに御治療に取掛りたるに御負傷は頭蓋までには達せず疵口一箇所は長さ九サンナメートル一箇所は七サンナメートルとの診察あり只今御治療にて御氣分は確あり銀籍者は希臘國親王殿下杖にて打倒されたる所へ何者か銀籍者へ重傷を負はせたり是は只今取調べ中右申す

○有栖川宮殿下へ御出張 昨日午前十一時警備の汽車にて有栖川宮殿下は副官砲兵少佐補瀬幸彦氏と隨へ露國皇太子殿下御見舞の爲め京都へ御出發あらせられたり

○前後三回の臨時汽車 一昨日の電報官内省に達するや北白川宮殿下は差當り主上御名代として新橋午後四時四十五分發露國府津行の列車にて御出發あらせられ同所より臨時汽車を發し昨日午前五時三十分分名古屋發西行の汽車に乘り管あれば右列車は午前十一時に京都へ到達する都合あり又第二の臨時汽車は内務外務兩大臣池田高木等の國手を乘せて午後九時新橋を發したるが是又昨日の十二時には京都へ着し又昨日午前六時三十分發天皇陛下の御乘列車は三十分分發したる神戸行列車と大船にて乗越し直行する筈に付昨夜九時には京都へ御安着相成るべき御都合ありと云へり

○九時間の御安眠 昨十二日午前七時京都府知事より外務省へ達したる電報に依れば皇太子殿下には今尙は御目覺に相成報には只今御せられ至極御する御模様も貴族院議員も驚く寶襟を驚わらせられ在京の貴族院を總代と出發

○露國皇太子殿下の御容體 露國皇太子殿下は昨日午後九時三十分分發したる神戸行列車と大船にて乗越し直行する筈に付昨夜九時には京都へ御安着相成るべき御都合ありと云へり

○九時間の御安眠 昨十二日午前七時京都府知事より外務省へ達したる電報に依れば皇太子殿下には今尙は

○露國皇太子殿下の御遊幸に就ては天皇陛下にも取敢へず御見舞として昨日京都へ御發遣あらせられたる程の次第にして此一事以て我全國上下の人心が太子の御不幸を悲しむの情を表するに足る可し抑も今回の事たる實に意外の變にして唯驚くの外なく山野に待して不意に岩石の崩落に遭ひ猛獸の襲來を受けたるが如く海に航して横關の破裂したるが如く風波の難に出逢ひたるが如く何人も豫想せざる所にして只管その不幸を悲しむの外ある可らず思ふに今回太子の御遊幸に際し我皇室を始として一般の人民に至るまでも歡待奉迎の用意に他念なく満腹の赤心を披て國賓を迎へんとしたる其眞情は既に天下に表白する所にして之を疑ふものはなかる可し然るに其半途にして不慮の變に接し吉凶忽ち地を換へたるは國賓の御身に取ての御災難は申上るまでもなく斯くまで心を盡したる我皇室を始り奉り全國の民心に於ても残念至極の事にして其不幸を悲しむの情は更に一層の深さを感ぜざるを得ず即ち此情は全國上下一般に感ずる所あり而して事をして此極に至らしめたるものは恐みても餘りある一狂人の舉動あるが故に今度の動靜にもある如く速に其暴行者を處罰し善隣の好誼を全ふして上下共に甘心するも一般の希望されども切その暴行者の人と爲りに至りては實に今回の事件に大關係あるものなれば之を討するに先ちて精密の吟味を遂ぐるも必要なる可し蓋し斯る折柄には往々浮説傳説の傳はるも少からずして或は其事實を目して政敵の爲めに狂狂したるものからんか云ふものなきを保つ可らずと雖も我皇室の所見を以てすれば犯人は全く生理上の癡狂にして政治上には毫も關係なきものと斷言せざるを得ず既に新聞紙上の記載に據るも暴行者は従前兩三回も癡狂やうの舉動ありしにして今度の事に就ても必ず癡狂の所爲と認む可し根據に乏しからざれば此際先づ適當の醫師をして其心身の有様より更に調べて遺傳血統の如何をも診察鑑定せしめたりば或は其真相を究めて生理上の癡狂人たることを發見するに至る可し聞かざるに據れば犯人も他の刀を棄りて負傷後からずと云ふ今日に當り事の次第を明にして疑を決す可きものは醫師の鑑定如何に存するものあれば異れども大切に治療を加へ置き處罰に先ちて相當の手續を盡し暴行者の果して生理上眞成の狂人たることを證明し以て少しく全國人心の鬱抑を慰せんも我皇室の切に希望する所なり

○詔勅 五月十一日午後九時内閣總理大臣伯爵松方正義ヲ御前ニ召サセラル左ノ通り勅諭アラセラル

今次朕カ敬受スル露國皇太子殿下來遊セラル、ニ付朕及朕カ政府及臣民ハ國賓ノ大禮ヲ以テ歡迎セントスルニ際シ圖ラサリキ途大津ニ於テ難ニ遭ハセラル、ノ警報ニ接シタルハ殊ニ朕カ痛惜ニ堪ヘサル所ナリ亟カニ暴行者ヲ處罰シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク以テ朕カ意ヲ休セシメヨ

○内務大臣の訓令 一昨十一日官報號外を以て詔勅の發布あるや同時に内務大臣は左の訓令を發したり  
内務省訓令第七號

警視廳 北海道廳 府縣  
今回御來遊ノ露國皇太子殿下本日遊覽縣下大津ニ於テ兇徒ノ爲ニ難ニ遭ハセラルニ付天皇陛下ハ殊ニ聖慮ヲ憫マセラルニ際シ詔勅ヲ發セララルテ以テ聖慮ヲ奉體シ向一層嚴重ニ注意ヲ加ヘ同殿下御滞在在勿論御通行ノ途次ト雖萬一ノ不都合無之様日夜警察ヲ嚴密ニシテ保障ノ實ヲ舉クルコトヲ勉メシ

明治廿四年五月十一日 内務大臣伯爵西郷從道

○露國皇太子殿下御遊幸 (京都五月十二日午前一時四十分特派員木下立安氏發至急電報)  
露國皇太子殿下は昨十一日午後一時半大津より京都に歸らせらるる途中大津宇下小唐崎間に於て警備の巡查滋賀縣守山警察署署長三重縣士族津田三藏サールにて皇太子殿下の頭部の御耳の上より類に掛け長さ三寸計り切り付けたり居合せたる者兇行者の首のあたりを切り直に捕縛したり皇太子殿下の負傷せらるるやあたりの店先に懸打懸け給ひ神色自若として鮮血淋漓の中に御車を離らせらるる有栖川宮殿下を始め内外人孰れも洗滌切當せざるは無し宮は手づから殿下を介抱せらるる其場に於て直ちに御車を離し一旦滋賀縣廳に引返され午後四時半馬場發の臨時汽車にて京都常盤ホテルに歸らせらるる殿下の御負傷は微傷にて御歸館の際には御傷も無く平生の通り御負傷の時は人力車に召して一列の眞先に進ませられたるあり夜に入り神戸磯泊の露國軍艦水兵三百名皇太子殿下護衛の爲め京都に來る大津分營より兵士百名前後來着せり天皇陛下御見舞として當地に御臨幸の噂あり

○御負傷の模様 一昨十一日午後五時三十分發にて滋賀縣知事より其筋へ達したる電報ありとて同日の官報號外に見えたるは左の如し

露國皇太子殿下御容體 露國皇太子殿下縣廳にて御手當の午後三時五十分の特發汽車にて西京へ御歸りあり停車場までの御途中は人力車にて御徐行御精

○詔勅 五月十一日午後九時内閣總理大臣伯爵松方正義ヲ御前ニ召サセラル左ノ通り勅諭アラセラル

今次朕カ敬受スル露國皇太子殿下來遊セラル、ニ付朕及朕カ政府及臣民ハ國賓ノ大禮ヲ以テ歡迎セントスルニ際シ圖ラサリキ途大津ニ於テ難ニ遭ハセラル、ノ警報ニ接シタルハ殊ニ朕カ痛惜ニ堪ヘサル所ナリ亟カニ暴行者ヲ處罰シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク以テ朕カ意ヲ休セシメヨ

○内務大臣の訓令 一昨十一日官報號外を以て詔勅の發布あるや同時に内務大臣は左の訓令を發したり  
内務省訓令第七號

警視廳 北海道廳 府縣  
今回御來遊ノ露國皇太子殿下本日遊覽縣下大津ニ於テ兇徒ノ爲ニ難ニ遭ハセラルニ付天皇陛下ハ殊ニ聖慮ヲ憫マセラルニ際シ詔勅ヲ發セララルテ以テ聖慮ヲ奉體シ向一層嚴重ニ注意ヲ加ヘ同殿下御滞在在勿論御通行ノ途次ト雖萬一ノ不都合無之様日夜警察ヲ嚴密ニシテ保障ノ實ヲ舉クルコトヲ勉メシ

明治廿四年五月十一日 内務大臣伯爵西郷從道

○露國皇太子殿下御遊幸 (京都五月十二日午前一時四十分特派員木下立安氏發至急電報)  
露國皇太子殿下は昨十一日午後一時半大津より京都に歸らせらるる途中大津宇下小唐崎間に於て警備の巡查滋賀縣守山警察署署長三重縣士族津田三藏サールにて皇太子殿下の頭部の御耳の上より類に掛け長さ三寸計り切り付けたり居合せたる者兇行者の首のあたりを切り直に捕縛したり皇太子殿下の負傷せらるるやあたりの店先に懸打懸け給ひ神色自若として鮮血淋漓の中に御車を離らせらるる有栖川宮殿下を始め内外人孰れも洗滌切當せざるは無し宮は手づから殿下を介抱せらるる其場に於て直ちに御車を離し一旦滋賀縣廳に引返され午後四時半馬場發の臨時汽車にて京都常盤ホテルに歸らせらるる殿下の御負傷は微傷にて御歸館の際には御傷も無く平生の通り御負傷の時は人力車に召して一列の眞先に進ませられたるあり夜に入り神戸磯泊の露國軍艦水兵三百名皇太子殿下護衛の爲め京都に來る大津分營より兵士百名前後來着せり天皇陛下御見舞として當地に御臨幸の噂あり

○御負傷の模様 一昨十一日午後五時三十分發にて滋賀縣知事より其筋へ達したる電報ありとて同日の官報號外に見えたるは左の如し

露國皇太子殿下御容體 露國皇太子殿下縣廳にて御手當の午後三時五十分の特發汽車にて西京へ御歸りあり停車場までの御途中は人力車にて御徐行御精

○詔勅 五月十一日午後九時内閣總理大臣伯爵松方正義ヲ御前ニ召サセラル左ノ通り勅諭アラセラル

今次朕カ敬受スル露國皇太子殿下來遊セラル、ニ付朕及朕カ政府及臣民ハ國賓ノ大禮ヲ以テ歡迎セントスルニ際シ圖ラサリキ途大津ニ於テ難ニ遭ハセラル、ノ警報ニ接シタルハ殊ニ朕カ痛惜ニ堪ヘサル所ナリ亟カニ暴行者ヲ處罰シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク以テ朕カ意ヲ休セシメヨ

○内務大臣の訓令 一昨十一日官報號外を以て詔勅の發布あるや同時に内務大臣は左の訓令を發したり  
内務省訓令第七號

警視廳 北海道廳 府縣  
今回御來遊ノ露國皇太子殿下本日遊覽縣下大津ニ於テ兇徒ノ爲ニ難ニ遭ハセラルニ付天皇陛下ハ殊ニ聖慮ヲ憫マセラルニ際シ詔勅ヲ發セララルテ以テ聖慮ヲ奉體シ向一層嚴重ニ注意ヲ加ヘ同殿下御滞在在勿論御通行ノ途次ト雖萬一ノ不都合無之様日夜警察ヲ嚴密ニシテ保障ノ實ヲ舉クルコトヲ勉メシ

明治廿四年五月十一日 内務大臣伯爵西郷從道

○露國皇太子殿下御遊幸 (京都五月十二日午前一時四十分特派員木下立安氏發至急電報)  
露國皇太子殿下は昨十一日午後一時半大津より京都に歸らせらるる途中大津宇下小唐崎間に於て警備の巡查滋賀縣守山警察署署長三重縣士族津田三藏サールにて皇太子殿下の頭部の御耳の上より類に掛け長さ三寸計り切り付けたり居合せたる者兇行者の首のあたりを切り直に捕縛したり皇太子殿下の負傷せらるるやあたりの店先に懸打懸け給ひ神色自若として鮮血淋漓の中に御車を離らせらるる有栖川宮殿下を始め内外人孰れも洗滌切當せざるは無し宮は手づから殿下を介抱せらるる其場に於て直ちに御車を離し一旦滋賀縣廳に引返され午後四時半馬場發の臨時汽車にて京都常盤ホテルに歸らせらるる殿下の御負傷は微傷にて御歸館の際には御傷も無く平生の通り御負傷の時は人力車に召して一列の眞先に進ませられたるあり夜に入り神戸磯泊の露國軍艦水兵三百名皇太子殿下護衛の爲め京都に來る大津分營より兵士百名前後來着せり天皇陛下御見舞として當地に御臨幸の噂あり

○御負傷の模様 一昨十一日午後五時三十分發にて滋賀縣知事より其筋へ達したる電報ありとて同日の官報號外に見えたるは左の如し

露國皇太子殿下御容體 露國皇太子殿下縣廳にて御手當の午後三時五十分の特發汽車にて西京へ御歸りあり停車場までの御途中は人力車にて御徐行御精

○詔勅 五月十一日午後九時内閣總理大臣伯爵松方正義ヲ御前ニ召サセラル左ノ通り勅諭アラセラル

今次朕カ敬受スル露國皇太子殿下來遊セラル、ニ付朕及朕カ政府及臣民ハ國賓ノ大禮ヲ以テ歡迎セントスルニ際シ圖ラサリキ途大津ニ於テ難ニ遭ハセラル、ノ警報ニ接シタルハ殊ニ朕カ痛惜ニ堪ヘサル所ナリ亟カニ暴行者ヲ處罰シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク以テ朕カ意ヲ休セシメヨ

○内務大臣の訓令 一昨十一日官報號外を以て詔勅の發布あるや同時に内務大臣は左の訓令を發したり  
内務省訓令第七號

警視廳 北海道廳 府縣  
今回御來遊ノ露國皇太子殿下本日遊覽縣下大津ニ於テ兇徒ノ爲ニ難ニ遭ハセラルニ付天皇陛下ハ殊ニ聖慮ヲ憫マセラルニ際シ詔勅ヲ發セララルテ以テ聖慮ヲ奉體シ向一層嚴重ニ注意ヲ加ヘ同殿下御滞在在勿論御通行ノ途次ト雖萬一ノ不都合無之様日夜警察ヲ嚴密ニシテ保障ノ實ヲ舉クルコトヲ勉メシ

明治廿四年五月十一日 内務大臣伯爵西郷從道

○露國皇太子殿下御遊幸 (京都五月十二日午前一時四十分特派員木下立安氏發至急電報)  
露國皇太子殿下は昨十一日午後一時半大津より京都に歸らせらるる途中大津宇下小唐崎間に於て警備の巡查滋賀縣守山警察署署長三重縣士族津田三藏サールにて皇太子殿下の頭部の御耳の上より類に掛け長さ三寸計り切り付けたり居合せたる者兇行者の首のあたりを切り直に捕縛したり皇太子殿下の負傷せらるるやあたりの店先に懸打懸け給ひ神色自若として鮮血淋漓の中に御車を離らせらるる有栖川宮殿下を始め内外人孰れも洗滌切當せざるは無し宮は手づから殿下を介抱せらるる其場に於て直ちに御車を離し一旦滋賀縣廳に引返され午後四時半馬場發の臨時汽車にて京都常盤ホテルに歸らせらるる殿下の御負傷は微傷にて御歸館の際には御傷も無く平生の通り御負傷の時は人力車に召して一列の眞先に進ませられたるあり夜に入り神戸磯泊の露國軍艦水兵三百名皇太子殿下護衛の爲め京都に來る大津分營より兵士百名前後來着せり天皇陛下御見舞として當地に御臨幸の噂あり

○御負傷の模様 一昨十一日午後五時三十分發にて滋賀縣知事より其筋へ達したる電報ありとて同日の官報號外に見えたるは左の如し

露國皇太子殿下御容體 露國皇太子殿下縣廳にて御手當の午後三時五十分の特發汽車にて西京へ御歸りあり停車場までの御途中は人力車にて御徐行御精

○詔勅 五月十一日午後九時内閣總理大臣伯爵松方正義ヲ御前ニ召サセラル左ノ通り勅諭アラセラル

今次朕カ敬受スル露國皇太子殿下來遊セラル、ニ付朕及朕カ政府及臣民ハ國賓ノ大禮ヲ以テ歡迎セントスルニ際シ圖ラサリキ途大津ニ於テ難ニ遭ハセラル、ノ警報ニ接シタルハ殊ニ朕カ痛惜ニ堪ヘサル所ナリ亟カニ暴行者ヲ處罰シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク以テ朕カ意ヲ休セシメヨ

○内務大臣の訓令 一昨十一日官報號外を以て詔勅の發布あるや同時に内務大臣は左の訓令を發したり  
内務省訓令第七號

警視廳 北海道廳 府縣  
今回御來遊ノ露國皇太子殿下本日遊覽縣下大津ニ於テ兇徒ノ爲ニ難ニ遭ハセラルニ付天皇陛下ハ殊ニ聖慮ヲ憫マセラルニ際シ詔勅ヲ發セララルテ以テ聖慮ヲ奉體シ向一層嚴重ニ注意ヲ加ヘ同殿下御滞在在勿論御通行ノ途次ト雖萬一ノ不都合無之様日夜警察ヲ嚴密ニシテ保障ノ實ヲ舉クルコトヲ勉メシ

明治廿四年五月十一日 内務大臣伯爵西郷從道

○露國皇太子殿下御遊幸 (京都五月十二日午前一時四十分特派員木下立安氏發至急電報)  
露國皇太子殿下は昨十一日午後一時半大津より京都に歸らせらるる途中大津宇下小唐崎間に於て警備の巡查滋賀縣守山警察署署長三重縣士族津田三藏サールにて皇太子殿下の頭部の御耳の上より類に掛け長さ三寸計り切り付けたり居合せたる者兇行者の首のあたりを切り直に捕縛したり皇太子殿下の負傷せらるるやあたりの店先に懸打懸け給ひ神色自若として鮮血淋漓の中に御車を離らせらるる有栖川宮殿下を始め内外人孰れも洗滌切當せざるは無し宮は手づから殿下を介抱せらるる其場に於て直ちに御車を離し一旦滋賀縣廳に引返され午後四時半馬場發の臨時汽車にて京都常盤ホテルに歸らせらるる殿下の御負傷は微傷にて御歸館の際には御傷も無く平生の通り御負傷の時は人力車に召して一列の眞先に進ませられたるあり夜に入り神戸磯泊の露國軍艦水兵三百名皇太子殿下護衛の爲め京都に來る大津分營より兵士百名前後來着せり天皇陛下御見舞として當地に御臨幸の噂あり

○御負傷の模様 一昨十一日午後五時三十分發にて滋賀縣知事より其筋へ達したる電報ありとて同日の官報號外に見えたるは左の如し

露國皇太子殿下御容體 露國皇太子殿下縣廳にて御手當の午後三時五十分の特發汽車にて西京へ御歸りあり停車場までの御途中は人力車にて御徐行御精